

令和7年度

第10回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時01分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、7番、一倉伸一君、9番、村上誠一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画(案)の意見について、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて意見を求める。

令和8年1月13日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、小板橋主任から説明いたします。

議長 小板橋主任の説明を求めます。

事務局。

小板橋主任 産業振興課の小板橋と申します。

それでは、農用地利用集積等促進計画につきまして、今回は5件の計画が上がってきていますので、ご説明いたします。

また、新規の下に米印がついているものにつきましては、従来の利用権設定から中

間管理契約に移行するものであり、経営面積に変わりはありませんので、よろしくお願いたします。

それでは、1件目の計画です。

農地の所在は、榛東村大字山子田字十日市20番1外1筆。現況地目畑、面積は計2,619平米、権利の種類は賃貸借。利用目的は畑です。所有者は山子田の方で、契約の始期は令和8年3月1日から5年間の令和13年2月28日までです。耕作者は山子田の方で、農地は地域計画区域外の農地となります。

続いて、2件目の計画です。

農地の所在は榛東村大字山子田字冠海戸2132番。現況地目、畑。面積3,231平米。権利の種類は使用貸借、利用目的は畑です。所有者は山子田の方で、契約の始期は令和8年3月1日から5年間の令和13年2月28日まで、農地の耕作者は昭和村の方です。なお、こちらの農地は地域計画外となります。

3件目の計画です。

榛東村大字新井字堂塚1872番2。現況地目、田。面積は1,141平米。権利の種類は使用貸借、利用目的は水田です。所有者の方は新井の方で、契約始期は令和8年3月1日から5年間の令和13年2月28日までです。農地の耕作者は長岡の方で地域計画外の農地となります。

続いて、4件目の計画です。

榛東村大字新井字桃泉3569番1外1筆。現況地目、畑。面積は計3,527平米。権利の種類は賃貸借。利用目的は畑です。所有者の方は新井の方で、契約始期は令和8年3月1日から5年間の令和13年2月28日。耕作者の方は新井の方です。なお地域計画外の農地となります。

5件目の計画です。榛東村大字広馬場字南3015番1。現況地目、畑。面積790平米。権利の種類は賃貸借、利用目的は樹園地です。農地の所有者は前橋市の方で、契約始期は令和8年3月1日から5年間の令和13年2月38日まで、耕作者の方は広馬場の方です。地域計画外の農地となります。

最後に、借り手の営農状況についてご説明しますので、5ページ目をご覧ください。耕作者の営農状況についてご説明いたします。

まず1件目の計画につきましては26歳の方で、年間の農業従事日数が300日です。耕作面積は4町6反、主たる経営作物は米、ナス、スイートコーン。主な農機具の所有状況は、トラクターが2台、コンバインが1台、田植機が1台、軽トラックが2台となります。

次に、7ページ目をご覧ください。

続いての計画の耕作者について、年齢は38歳。年間の農業従事日数は300日。耕作面積は約20町。主たる経営作物はこんにゃく、大和芋。主な農機具の所有状況はトラクター6台、動力噴霧器3台、管理機1台、軽トラック2台です。

資料10ページ目をご覧ください。

続いては農地所有適格法人となりますので、様式が異なります。

こちらの法人につきましては、耕作面積が約14町。主たる経営作物は水稻、そば。所有農機具についてはコンバインが4台、田植機2台、トラクター4台、フォークリフト3台、乾燥機4台、もみすり機1台、ネギ選別機1台となります。

続いて12ページ目をご覧ください。

続いての耕作者の方は、63歳の方で年間の農業従事日数は300日です。耕作面積は約1町2反。主たる経営作物はサトイモ、きゅうり、トマト等の露地野菜。農機具の所有については、トラクター2台、軽トラック1台、定植機1台、オートモア1台です。

14ページ目をご覧ください。

続いての耕作者の方は、61歳の方で年間の農業従事日数は300日です。耕作面積は6反8畝。主たる経営作物はブドウ。所有農機具については、スピードスプレイヤー1台、トラクター1台、草刈機1台です。

説明は以上です。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見については原案のとおり決定することとします。

ここで、小板橋主任の退席を認めます。

(小板橋主任退席)

---

#### ◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。1つ目の農地の所在は大字山子田字釈迦堂1422番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,385平米。2つ目の農地の所在は大字山子田字北谷地1529番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,060平米。3つ目の農地の所在は大字山子田字北谷地1555番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は375平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は山子田の方。経営面積は自作地56.2アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり応じることにしたとのこと。譲受人も山子田の方、経営面積は自作地129.3アール。申請事由は多角的に営農しており、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けて、ネギ及び米作りを行いたいとのこと。受入れ世帯の稼働人員は3人中3人です。

議案書17ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番、高橋です。

先ほどの議案第2号、1番について若干の補足説明をしたいと思います。

先ほどの事務局の説明のとおりではございますが、こちらの譲受人に関して、現在はイチゴの栽培を中心に多角的な農業をしているということで、特段問題はないかと思われまますので、皆さんのご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

推進委員3番、湯浅幸弘君。

湯浅委員 推進委員、湯浅です。

ちょっとお聞きしたいんですけど、この譲受人のところに氏名、住所、国籍というのがあって、日本国って入っているのは分かるんですけど、ちょっとざっと見たところ、入っている方のところと国籍が入っていないところがあるんですけども、これはどういう違いでしょうか。

議長 事務局長。

事務局長 売買の時に限って国籍を入れるということになっております。

以上です。

湯浅委員 失礼しました。ありがとうございます。

議長 ほかには意見ございませんか。

推進委員1番、岩田君。

岩田委員 すみません。推進委員1番の岩田です。

すみません。今の件で、先月の資料から国籍が入るような形になったんですが、売買というお話だったんですけど、5条の場合には要らないんですか。入っていないような気がするんですけど。

事務局長 農地の場合です。

岩田委員 農地の場合。基本的に外国籍の方に土地の売買があるとまずいんじゃないかという意見があるかと思うんですね。

特にうちの榛東村の場合には自衛隊ということで、防衛施設があると、その隣の土地を売買する場合には、いろいろ問題が出てくるんじゃないかなと思うんですが、国や県のそういった動きのことについて何かあれば教えていただきたいんですが。

議長 事務局。

富澤書記 農地法第3条による農地の売買については、農地法の改正があり、国籍の確認をすることとなっています。

防衛施設の周辺のちょっとお話については、ちょっとこの場に資料等がなく確認ができないので、具体的に申し上げられないので、後日ということにさせていただければと思います。

議長 ほかには意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。

次に議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長 それでは、それでは議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。

農地の所在は大字山子田字申府1818番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は72

7平米。権利種別は3条地上権。内容は更新。貸付人は山子田の方、経営面積は自作地35.4アール。申請事由は太陽光発電事業者の申出に応じ、申請地の地上権設定の更新に応じるということです。借受人も山子田の方。経営面積は自作地35.4アールと、親子ですね。

申請事由は、平成29年から営農型太陽光発電事業を行っており、期間満了に伴い更新手続を行いたく申請しますとのこと。備考ですが、営農型太陽光発電に係る地上権の設定期間は3年と、関連議案は議案第4号、番号2ですと。

議案書21ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する営農型発電設備転用許可調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番、高橋です。

先ほどの議案第2号、番号2について、事務局の説明のとおりでございますが、若干補足的な説明をしたいと思います。

現状はわらびの収穫ということなんですが、わらびを収穫して販売するというようなことであると思います。場所については先ほどの説明のとおりで、更新案件ということでもありますので許可相当と思われませんが、皆さんのご審議のほうをお願いしたいと思います。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当の説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

推進委員1番、岩田悦夫君。

岩田委員 推進委員1番の岩田ですが、この案件ということではないんですけども、この地上権というイメージがちょっとよく分からないんですけども、例えば地上権といったときに何メートルから上が地上権というような設定とかあるのか、それによって、例えば太陽光発電の支柱の高さが何メートル以上じゃないといけないとか、そんなようなことが決まりとしてあるんですか。それとも単に太陽光の下で農作業ができるような高さがあれば、それ以上を地上権に設定するとかって、そういうようなイメージなのかということを知りたいんですけど、すみません。

議長 事務局長。

事務局長 きちん確認はしてございませんが、下で作る作物によって高さは事業者にお任せしております。

今回の山子田の方、2件出てくるんですが、1件については梅農家であるため少し高い太陽光ですし、今回のわらびについては、草刈り機が通れる範囲とか、トラクターが通れる範囲でやっているとお承知しております。

以上です。

議長 ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可といたします。

次に議案第2号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、それでは議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第2号、番号3、図面番号3。

農地の所在は大字山子田字中野1976番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,427平米のうち1,426.44平米。権利種別は3条賃貸借、内容は更新と。貸付人は山子田の方、経営面積は自作地19アール、貸付地14.2アール。申請事由は借受人の申出に応じ、申請地の賃貸借権設定の更新に応じることです。借受人は高崎市の方、経営面積は自作地767.4アール、借受地638.8アール。申請事由は平成2年から耕作を行っており、期間満了に伴い更新手続を行いたく申請しますとのこと。

備考ですが、期間は10年。

関連事案は、議案第2号、番号4、並びに、議案第4号、番号3です。

議案書22ページをご覧ください。

議案第2号、番号3に関する営農型発電設備転用許可調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

議案第2号、番号3につきまして、事務局の説明のとおりでございますが、若干補足的な説明をさせていただきます。

現地は梅の栽培ということで、梅の剪定等を高さにして2メートルほどの高さで剪定してあります。

したがいまして、更新案件ということでもありますので、特段許可相当というふう  
に担当から見て思いますので、皆様のご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はあり  
ませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ちょっと1点確認をさせていただきたいんですけれども、この案件期間が10年とい  
うような形で結構長期になっているということなんですけれども、更新手続、今後の  
関係については、今までどおり、何年になるのか、10年になるのか、その辺をお聞か  
せ願いたいと思います。

議 長 事務局長。

事務局長 認定農業者であるため、10年の更新が認められるというものでございます。

以上です。

議 長 農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 そうすると10年の次の期間の更新は10年後というような形の中であると、営  
農状況の確認というのは認定農業者の場合は10年間しなくてもよいというような解釈  
でよろしいのでしょうか。

議 長 暫時休憩。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時28分)

議 長 暫時休憩を解きます。

事務局。

富澤書記 営農型太陽光については本件に限らず、年1回、下部農地の状況の報告とい  
うのがありまして、毎年提出する必要があります。

議 長 ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求  
めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号3は原案のとおり許可といたします。  
次に議案第2号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、それでは議案第2号、番号4について説明申し上げます。

議案書16ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第2号、番号4、図面番号4。

農地の所在は大字山子田字中野1976番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,427平米。権利種別は3条地上権。内容は更新。貸付人は山子田の方、経営面積は自作地19アール、貸付地14.2アール。申請事由は太陽光発電事業者の申出に応じ、申請地の地上権設定の更新に応じるとのことです。借受人は高崎市の方、経営面積は自作地767.4アール、借り受けちょっと638.8アール。申請時は令和2年から営農型太陽光発電事業を行っており、期間満了に伴い更新手続を行いたく申請しますとのこと。

備考ですが、営農型太陽光発電に係る地上権の設定期間は10年。関連事案は議案第2号、番号3並びに議案第4号、番号3。

議案書22ページをご覧ください。議案第2号、番号4に関する営農型発電設備転用許可調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号4について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

議案第2号、番号4についての説明ですが、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。

先ほどの前の議案第2号、3で申し上げた説明とほぼかぶりますので、皆さんのご検証をよろしくお願いしたいと思います。許可相当ということでお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号4は原案のとおり許可といたします。

次に議案第2号、番号5について、事務局長の説明を求めます。

事務局長 それでは、それでは議案第2号、番号5について説明申し上げます。

議案書16ページ、現地確認調書は10ページからとなります。

議案第2号、番号5、図面番号5。

農地の所在は、大字広馬場字八ノ海道1432番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,126平米。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人は埼玉県埼玉市の方、経営面積は自作地11.8アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり応じることとしたとのこと。譲受人は新井の方、経営面積は自作地9.7アール。申請事由は野菜作りを中心に営農しており、申請地を譲り受け、米作りを行いたいとのこと。受入世帯の稼働人員は2人中1人です。

議案書19ページをご覧ください。

議案第2号、番号5に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号5の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員6番、金井強君。

金井委員 推進委員6番、金井です。

ただいま、事務局長の説明がございましたが、議案第2号、番号5番の申請につきまして、若干意見を述べさせていただきます。

場所は広馬場八ノ海道の交差点を東に500メートルほど下った右、南側の畑でございます。

申請理由につきましては、ただいま、事務局長の説明のとおりでございます。農地法3条の調査票の内容からして、周辺に悪影響等を及ぼすこともなく、問題はないと思われまますので、許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号5は原案のとおり許可といたします。  
次に議案第2号、番号6について、事務局長の説明を求めます。  
事務局長。

事務局長 それでは、それでは議案第2号、番号6について説明申し上げます。

議案書16ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第2号、番号6、図面番号6。

1つ目の農地の所在は大字広馬場字宿3902番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,596平米。2つ目の農地の所在は大字広馬場字宿3924番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,474平米。3つ目の農地の所在は大字広馬場字宿3930番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,667平米。4つ目の農地の所在は大字広馬場字宿3944番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は725平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は前橋市の方、経営面積は自作地74.6アール。申請事由は農地の管理ができず、困っていたところ、譲受人から申出があり応じることとしたとのことです。譲受人は広馬場の方、経営面積は自作地21.9アール。申請事由は野菜作りを中心に多角的に営農しており、申請地を譲り受けて野菜及び米作りを行いたいとのことです。受入世帯の稼働人員は1人中1人。

議案書20ページをご覧ください。

議案第2号、番号6に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号6の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員7番、大山清巳君。

大山委員 推進委員7番、大山です。

ただいま、事務局長よりご説明のありました議案第2号、8番について地元委員として補足させていただきます。

全部で4か所、7反5畝ぐらいありますけれども、5反ぐらいは譲受人の本家に貸しているということであります。残りを田んぼにつきましては毎年作っておりますし、残りの畑は現状は保全管理という形になっております。

譲渡人、譲受人の間柄は妹、兄の関係であります。妹である譲渡人は親から相続いたしました。管理はずっと兄である譲受人が管理をしてきたということでありますので、今回の申請においては名義が変わるだけということになるかと思っておりますので、許可相当かと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。ほかに意見はありませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ちょっと1点確認をさせていただきたいんですけども、現地を見ると、今、現状、牧草等の形で誰かに貸して、一応、作っていただいているというような状況で、今回の申請については、農地を取得して、新たにネギだとか、ホウレンソウ、里芋を栽培するというような申請で上がっております。

そういった中、先ほどもちょっと地元の委員から説明があったように、7反5畝ぐらいあって、田んぼは機械を見ると田植機等々の機械があるんですけども、ネギ等の関連した機械がない中で、1人で7反幾つ、これから営農ができるかどうか、その辺の営農状況をちょっとできれば教えていただければありがたい。ちょっと1人ではこの面積、管理を自分でするというのは不可能だと思うので、その辺をちょっと確認できればお願いしたいと思います。

議長 事務局。

富澤書記 先ほど地元委員から説明がありましたとおり、現状、今回の譲受人が今までも管理、営農等されているということで問題ないというふうに事務局としては考えています。

議長 農業委員、小山伸一君。

小山委員 何か、ちょっと話によると、今現在、畜産業を営んでいる人が牧草を作っているというような話を聞いておるんですけども、今後もそういった形で管理ができるのなら、別に問題はないんですけども、自分で管理することになると、ちょっとなかなか難しい広さなのかなと思うので、その辺、一概に、はい、はい、はいって返事をしちゃっていいんでしょうかと思えます。

議長 事務局長。

事務局長 今、先ほども地元の推進委員さんのほうから管理はしっかりしているということでございますし、またこの兄弟という相続の問題で、兄弟ということでこれから農地がもっと荒廃していくよりも、地元に残っているお兄さんが管理したほうが、農地としては周りにも影響が出ないと思っておりますので、事務局としてはぜひよろしくお願ひしたいということでお願ひしたいです。

以上です。

議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号6は原案のとおり許可といたします。

---

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書23ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字柳沢2520番23外2筆。地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は979平米。譲受人は山子田の方。転用目的は特定建築条件付売買予定地2区画。施設等についてはありません。計画どおり事業を遂行できない理由については、当該地は建売分譲住宅用地として事業を計画していましたが、事業を進めていく中で、特定建築条件付売買予定地として利用する計画に変更となったことから、変更申請を行いたいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

令和7年4月23日付。5条許可。当初許可の目的は建て売り分譲住宅用地2区画。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

議案第3号、番号1についてのご説明につきましては、事務局の説明のとおりでございます。建築条件付というふうに特定の建築条件付ということで変更になったということで、内容的には区画も全て、擁壁等も完了している状態です。

したがいまして、許可相当というふうに思われますので、皆様のご審議のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

---

#### ◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第4号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書24ページ、現地確認調書は22ページからとなります。

議案第4号、番号1、図面番号1、農地の所在は大字山子田字神田1181番4。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は164平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は長岡の方、譲受人は高崎市の方。転用目的は宅地拡張、施設等はありません。転用理由、譲受人は現在の住まいが老朽化しており、心静かに暮らせるところを探していたところ申請地及び隣地を譲り受けられることとなったため、そこで暮らしたいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。

以上で議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番、高橋です。

議案第4号、番号1についての説明ですが、事務局の説明のとおりでございますが、若干場所等についての補足の説明をさせていただきます。

場所については、柳沢寺南の貯水池の南ということです。既にここに建物が建っているわけですが、その隣接した農地ということですが、どちらも村道に面している農

地ということで、自宅の並びというようなところになっております。

こちらに関しても、隣接する農地に関しては特段迷惑のかかるようなことはないと思われまので、ご審議の上、皆様のご意見を求めたいと思います。

許可相当と思われまので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

推進委員 1 番、岩田悦夫君。

岩田委員 1 番の岩田です。文面から、譲受人が持っている家とその隣にある農地を一緒に売るという話なんですか。

富澤書記 そうです。

岩田委員 分かりました。

議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 4 号、番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第 4 号、番号 1 は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第 4 号、番号 1 は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第 4 号、番号 2 について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第 4 号、番号 2 について説明申し上げます。

議案書 24 ページ、現地確認調書は 25 ページからとなります。

議案第 4 号、番号 2、図面番号 2、

農地の所在は大字山子田字申府 1818 番 1、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 727 平米のうち 2.96 平米。権利は賃貸借、貸付人は山子田の方、借受人も山子田の方。転用目的は営農型太陽光発電施設用地、施設等はパネル 200 枚、支柱 74 本。転用理由、借受人は、平成 29 年に許可となった営農型太陽光発電設備について今後も継続をしたいため申請しますのこと。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのこと。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は 1 種農地。一時転用期間は 3 年と。関連議案は議案第 2 号、番号 2。

以上で議案第4号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番、高橋です。

議案第4号、番号2についての説明ですが、事務局の説明のとおりでございます。

関連して、議案第2号、番号2というところの支柱の部分の賃貸というところですので、ご検討の上、皆さんのご意見を求めたいと思います。許可相当と担当者として思われますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第4号、番号3について説明申し上げます。

議案書24ページ、現地確認調書は28ページからとなります。

議案第4号、番号3、図面番号3、農地の所在は大字山子田字中野1976番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,427平米のうち0.56平米。権利は賃貸借。貸付人は山子田の方、借受人は高崎市の方。転用目的は営農型太陽光発電施設用地、施設等はパネル318枚、支柱86本。転用理由、借受人は、令和2年に許可となった営農型太陽光発電設備について、今後も継続したいため申請しますとのこと。貸付人は借受人の申請に応じ申請地を貸与することのこと。

備考ですが、農地区分は1種農地。一時転用期間は認定農業者のため10年と。関連議案は、議案第2号、番号3並びに議案第2号、番号4。

以上で議案第4号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

議案第4号、番号3についての説明ですが、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。

関連して、議案第2号、番号3、議案第2号、番号4に関連しております。支柱の部分の賃貸ということでございますので、許可相当と思われますので、皆様のご審議のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 長 私語を慎んでください。

ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありますか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号3については許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第4号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第4号、番号4について説明申し上げます。

議案書25ページ、現地確認調書は31ページからとなります。

議案第4号、番号4、図面番号4、農地の所在は大字広馬場字八幡下2421番2外1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は1,484平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方、譲受人は前橋市の方。転用目的は建て売り分譲住宅用地、施設等は建て売り住宅4棟と。転用理由、譲受人は、当社は建売分譲住宅の販売を主体に不動産業を営んでおり、申請地は通勤通学等に利便な地であることから建て売り分譲住宅を建築し販売したいとのこと。譲渡人は譲受人の申出を受け申請地を譲り渡したいとのこと。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地。宅地開発審議事案でございます。以上で議案第4号、番号4の説明を終わります。

議 長 議案第4号、番号4について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 農業委員7番、一倉です。

ただいま事務局長より説明がありました。議案第4号の4の申請につきまして、地元農業員より補足説明させていただきます。

場所においては、広馬場の八ノ海道の信号を西に上っていくと、右側に自衛隊の官舎がありまして、その先400メートルぐらいいった十字路の右側になります。付近の状況を申し上げますと、周辺には大分住宅が建てられてきているんですけども、申請地の西側には田畑がありまして、隣接する場所においては擁壁、今、石垣みたいなのを積んであるんですけども、擁壁等を計画しております。南側においては道路、側溝があります。雑排水においては公共下水、また、雨水においては自然浸透を計画しております。隣接農地には影響がないと思われまので、私としては問題ありませんので、許可相当と思われま。

皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

この案件につきましては、宅地開発案件ということでございますので、主たる要望等が出ていればその辺をお聞かせ願えればということでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 事務局長。

事務局長 開発案件ということで、各課からの指示、要望については、特段変わったものはございません。

産業振興課についても、開発により周辺農地の営農に支障を来すことがないようにしてくださいという指示を出しております。

以上です。

議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を11時10分からとします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時25分)